



海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブルが増えています

全国の消費生活センターに寄せられる、海産物の電話勧誘や送り付けのトラブルに関する相談が急増しており、2021年度は5,000件を超え、前年度に比べて2倍を超えています。

相談事例を見ると、「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」などといった消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘のほか、「買ってもらわないと困る」などの強引な勧誘も目立ちます。また、電話勧誘を受けた際に購入を断っても後日商品が届くなど、送り付けの事例もみられます。



事例1 海産物の販売事業者から、「ふるさと納税の返礼品を送ったことのある事業者だが、コロナ禍で収入が減り困っている」と電話があった。

「カニもたくさん入っているしサービスする」と言われ、支援するつもりで購入した。代引配達で商品が届き、約2万2千円を支払って受け取ると、カニは入っておらず、他の海産物も全く値段に見合わないものだった。ふるさと納税の返礼品と言っていたので、以前納税した市に問い合わせをしたところ、そのような事業者との取引はないとのことだった。事業者に電話をしたが繋がらない。どうしたらよいか。

事例2 以前購入してもらったことのある事業者だと名乗り、携帯電話に海産物の勧誘電話がかかってきた。必要ないので購入しないと伝えたら、「通常2万円のところ1万円になる」と言い、「ありがとうございました」と一方的に電話を切られた。もしかしたら年末に届くのかもかもしれない。海産物が送られてきた場合はどうしたらよいか。



ひとつとアドバイス



- 少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- 事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。
- 一方的に商品が届いても受け取らない！受け取ってしまっても代金を支払う必要はありません。
- トラブルになったときは、消費生活センター等に相談しましょう。



生活安全情報

南陽警察署生活安全課から



スマホひとつでお金は稼げません！

SNSで「お金を配る」と発信している者と連絡を取ったところ、別人を紹介され、言葉巧みに「信用調査」の名目で消費者金融へ登録させられたうえ、借り入れをしてしまったというケースがあります。

また、「口座を数万円で買い取る」という発信も後を絶ちませんが、自分の口座を売ることは犯罪です。

これらはすべてスマホひとつで完結していますが、お金は簡単に稼げるものではありませんので、安易に連絡を取らないようにしましょう。



スマートフォンやパソコンからもご相談いただけるようになりました！

相談してケロ！



困ったら一人で悩まず消費生活センターにご相談ください！

◎Web（ウェブフォーム）による消費生活相談

NEW!



受付フォーム二次元コード

- ◆対象：山形県内にお住まいの方（事業者の方は除く）
- ◆相談内容：消費者と事業者の間の売買・契約に関するトラブルや問合せ
- ◆受付時間：24時間受付可能
- ◆相談への回答：相談受付後おおむね3日以内（土、日、国民の祝日及び休日、年末年始を除く）の山形県消費生活センターの受付時間内（午前9時～午後5時まで）に電子メールで行います。相談内容によっては、直接電話や来所をご案内する場合があります。
- ◆受付方法：下記URLから受付します。

<https://www.pref.yamagata.jp/021006/kurashi/shohi/shouhiseikatsucenter/maillsoudan.html>

1月・2月の消費生活法律相談

1月12日（木）13:30～15:30

2月9日（木）13:30～15:30

*弁護士が無料でアドバイス（30分）

*電話で事前予約をお願いします



置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072